

会議の名称	平成28年度第1回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成28年8月3日(水)午後6時30分～午後8時10分				
開催場所	東村山市役所本庁舎6階 601会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 臼井雅子委員・佐藤佳弘会長・嶋田節男委員・高橋眞理雄委員・古瀬礼子委員・松原きみ子委員 (市事務局) 清水総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公開係長・須藤情報公開係主事</p> <p>●欠席者： 森聡委員・東村総務部長</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	1 市長挨拶 2 委員紹介 3 会長選出・会長職務代理の指名 4 議事 情報公開制度(平成28年1月～6月分)の運用状況報告 5 報告 ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成27年度運用状況報告 ・総務課ホームページに寄せられたご意見一覧 ・東村山市第4次総合計画後期基本計画策定に係る概要説明				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
<p>(1) 市長挨拶</p> <p>皆さんこんばんは。本日は公私とも大変お忙しい中、今年度の第1回情報公開運営審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員各位におかれましては、常日頃から当市の情報公開制度についてご指導ご協力いただいておりますこと誠に感謝申し上げます。</p> <p>事前にお配りしている情報公開制度の運用状況報告資料については、後ほど事務局からご説明しますが、28年1月から6月で非公開の件数は0件となっております。</p> <p>我々は、市が持っている情報は市民の皆さんと共有することが市政運営において重要だと位置付けており、「みんなで進めるまちづくり基本条例」にもその旨を定めさせていただいております。その理念に則って、情報公開請求に依らずとも市民の皆さんに市の状況等をご理解いただけるよう積極的に情報提供していこうという取り組みを進めているところですので、委員各位におかれましては、今後の当市の取り組みをご覧いただきご指導いただければと存じます。</p> <p>今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。私からの挨拶と代えさせていただきます。</p> <p>(2) 委員紹介</p>					

○高橋委員

この度、情報公開運営審議会委員に任命されました高橋眞理雄と申します。当審議会は委員を長く務められている方ばかりですので、なるべく早く追いつけるよう努力してまいります。

以前は銀行に長く勤めていました。様々な機密情報の取扱いをしていましたので情報公開の分野には関心があり、また若干知識も持っているつもりです。そうは言いましても市とは異なる仕事でしたので、また0から勉強しこの仕事に邁進していきたいと思っています。よろしくお願いします。

○臼井委員

臼井雅子と申します。明星大学に勤務していきまして、個人情報保護運営審議会委員を兼任しています。どうぞよろしくお願いします。

○佐藤委員

佐藤です。情報文化総合研究所に勤務しています。また、武蔵野大学で教鞭をとっていて情報社会を専門としています。どうぞよろしくお願いします。

○嶋田委員

嶋田と申します。NECでユニックスの開発に携わっていました。まちづくりをしていく中で情報を公開していく重要性を感じております。よろしくお願いします。

○古瀬委員

古瀬礼子と申します。民生委員を15年ほどしています。わからないこともあります。主婦の代表として少しでも勉強できたらと思っています。また、私が聞いた情報を地域の皆さんに少しでもお話できればと思います。よろしくお願いします。

○松原委員

私は情報公開制度を制定するときのメンバーの1人で、メンバーの誰かが情報公開運営審議会委員になった方がいいということから、私が委員になりました。最初は本当に何もわからず、どれだけ役に立ってきたのかわかりませんが、このような経緯から当審議会に関わらせていただいています。また、福祉協力委員として街中にサロンをつくり、高齢の方、障害を持つ方、子ども達と一緒に活動しています。よろしくお願いします。

～市長退席。事務局自己紹介～

○武藤総務課長

4月に環境安全部長から総務部長に東村が着任しておりますが、本日は所用により欠席しておりますので、紹介のみとさせていただきます。

○清水総務部次長

総務部次長の清水です。今年度で総務部次長は2年目になります。小池百合子知事が東京都改革推進本部で情報公開の推進について協議していく話がニュースとなりましたが、市としても市民の皆さんに情報をどう提供していくかが課題であります。当審議会で協議していただき、適切な情報公開ができればと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いします。

○武藤総務課長

4月に総務課長に着任しました武藤です。これまでは庁舎管理係の係長兼課長補佐をしていました。情報公開の分野は何分初めてですので、皆さんと勉強していきたいと思っています。よろしくお願いします。

○湯浅情報公関係長

情報公関係長をしております湯浅祥子と申します。私は主任のときから当係にいますので10年以上になりますが、情報公開制度もどんどん変わってきていま

すので、引き続き勉強していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

○須藤情報公開係主事

入庁3年目の情報公開係主事の須藤と申します。今年度も引き続きよろしくお願ひします。

(3) 会長・会長職務代理の指名

○武藤総務課長

本日は今任期の第1回目の審議会となりますので、会長並びに会長職務代理を選任していただきます。会長の選任をどのように進めるか、ご意見があればお願ひします。

○嶋田委員

今年度も佐藤さんに会長をお願いしたいのですが、皆さんどうでしょうか。

～一同賛成により決定～

○佐藤委員

わかりました。お受けします。

○武藤総務課長

続いて会長職務代理の選任ですが、基本的には会長にご指名していただいています。

○佐藤会長

引き続き嶋田委員をお願いしたいと思っております。

○嶋田委員

わかりました。頑張ります。

○湯浅情報公開係長

任期最初の会議ですので、情報公開制度の運用状況報告の前にいくつか決めていただきたいことがあります。「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針(以下「指針」という。)」という資料をご覧ください。

市では、当審議会のように市民や有識者の方から意見を聴く会議については、会議の中で個人情報等を取扱うといった理由が無い限り、原則傍聴可として会議録も公開するよう指針で定めています。資料3枚目が、これまで当審議会は傍聴可としていましたので、傍聴の受付方法や禁止事項などを定めた「傍聴についての定め」です。次のページが、前回の会議録の抜粋です。発言者名を入れてやりとりを詳しく書く形式でした。最後のページが市ホームページに現在載っている委員名簿です。性別、職業、兼任している会議名も載せています。これらは前期までの会議で決定した方法ですので、今期はどうかを決めていただきたいと思ひます。まず、傍聴可とするのかどうか。それから会議録の形式と、ホームページに載せる委員名簿の情報をどうするかを、会長から皆さんに諮って決定していただけますか。

○佐藤会長

会議の進め方、会議録の取り方、傍聴方法等について、何かご意見ありますか。また、事務局側において、これまでのやり方で困っていることはありますか。

○湯浅情報公開係長

傍聴可とすること、会議録の形式で困っていることはありませんが「傍聴についての定め」について、皆さんにご意見をお聞きしたいところがあります。

○臼井委員

就任してから傍聴人がいた記憶がほとんどないのですが、議題で個人情報等を取扱う際に傍聴人がいる場合は、一時退席していただく旨を「傍聴についての定

め」に規定しておく必要があると思います。

○嶋田委員

初代の会長が「情報公開の審議会である以上、模範的な会議録を作成しましょう」という提案をされて、詳しい記載にして発言委員名も明記しています。今後、一部非公開としたときの会議録の作成方法についてもルールづくりが必要だと思います。

○佐藤会長

会議の傍聴についてはこれまで通り傍聴可でよろしいでしょうか。それから、個人情報等を議題にあげる際には、傍聴人に退出してもらう旨を「傍聴についての定め」に明記する。会議録については、非公開部分をオフレコにして作成する旨を「傍聴についての定め」に明記できるのであれば記載し、できなければ別途運用規則等を作成していただければと思います。会議録の形式もこれまで通りでよろしいでしょうか。

～一同賛成により決定～

○湯浅情報公関係長

会議は傍聴可となりましたので、先程の資料「傍聴についての定め」をご覧ください。2番に傍聴人の受付方法を書いて、「受付において自己の住所・氏名を明記し」とあります。これは当審議会ができた平成11年からこのように定めていて、「傍聴するのであれば身分を明らかにしてもらうべきだ」という考えと、「先着順で受付するために氏名が必要」という考えでずっときています。ただ、現在は市議会の傍聴も氏名・住所を書かずに傍聴者用バッジを受付でもらうだけになっていますし、なぜ氏名・住所という個人情報が必要なのかと問われたときに、明確な回答ができるのかという問題があります。

事務局としては、傍聴者の氏名・住所を収集する必要性は薄いので、受付で傍聴者用バッジを先着順に配付する方法に変えて、個人情報の収集はしない方がいいのではと考えますが、皆さんのお考えはいかがでしょうか。

○佐藤会長

私も氏名と住所は収集しない方がいいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○臼井委員

その方が良いと思います。ただ、傍聴人数の記録は残すようお願いします。

～一同賛成により決定～

○湯浅情報公関係長

わかりました。では、もし議題で個人情報等を取扱う場合は、会長から「こういう議題を取扱うので退席をお願いします。」とお願いいただき、傍聴者に退出をお願いします。非公開での会議部分は市ホームページ等での公表はしない。傍聴者の氏名・住所の記入は不要とし、先着順で傍聴者バッジを配付する方法に変える。傍聴者数の記録は残すということで、次回の審議会で「傍聴についての定め」などの改正案をお諮りします。

○高橋委員

傍聴は、市内外を問わず可能でしょうか。

○湯浅情報公関係長

どなたでも傍聴できます。

○佐藤会長

傍聴人がいる場合は、傍聴する上での注意事項を伝える必要がありますので、事務局から注意事項をお知らせした方が良いでしょう。

○湯浅情報公関係長

注意事項は作成しており、受付時に傍聴人にお渡ししています。

(4) 情報公開制度の運用状況報告（平成28年1月～6月分）

～配布資料「東村山市情報公開制度運用状況（平成28年1月～6月分）」より、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する～

○湯浅情報公開係長

表紙をめくって「情報公開請求件数」をご覧ください。28年1月から6月に
出された情報公開請求の累計です。

「出された請求書の枚数」である「請求数」は23件で、うち、市民や市内事業者からの請求である義務的請求が9件、市外在住者や市外の事業者からの任意的申出が14件です。条例制定後ずっと義務的請求の方が多かったのですが、27年度は任意的申出の方が件数が多くなりました。28年度もその傾向が続いています。

「請求件数」ですが、1枚の請求書で複数の課に請求できるので、所管課別でカウントした請求件数の方が多くなり33件です。決定の内訳は、全部公開と部分公開が同じ48.5%（16件）、取下げが3.0%（1件）です。情報公開請求の件数は、20年度の151件をピークに、98、111、73件と減り、24年度からはずっと50件前後になっています。28年度は6月末時点で請求が23件なので、昨年度より請求数が増える見込みです。市外の事業者からの請求が多く、特に契約事業者の選定に関する書類の請求が多いという特徴があります。

「所管別内訳」をご覧ください。請求先の所管は子ども育成課と市民スポーツ課が4件と一番多いですが、おおむねばらけていて請求が集中した課はありませんでした。

次に情報公開請求の状況をご説明します。全公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。

まずNo.32は、介護保険に関する業務委託の契約先を市がプロポーザル方式で選定したのですが、選ばれなかった事業者から、1位の事業者が市に提出した企画提案書と市が応募事業者につけた評価点を公開してほしいという請求があったものです。プロポーザル方式とは、入札のように各事業者に「うちはこれで出来ます」という金額を提示してもらって安い所と契約するやり方ではなく、各事業者に「この業務についてうちはこんなことができます」という企画を提案してもらい、優れた提案をしたところを選ぶやり方です。「公開した文書名」欄のAの1位事業者の企画提案書のうち、事業者のノウハウに当たると判断した業務体制や人材育成などの記載部分は、公開すると他社に模倣されるなど法人の競争上の利益が損なわれるおそれがあるため、非公開としました。ノウハウに当たるかどうかは、まず事業者にどこがノウハウに当たると考えるかを確認します。ただ、事業者の回答をそのまま了解するわけではなく、回答を元に客観的にノウハウといえるかどうかを市で検討した上で最終的に判断しています。次に「受託業務従事者の総括責任者の氏名」は、会社の代表者ではなく現場の従事者のリーダーの氏名のため、個人情報で非公開にしています。

イの採点結果集計表ですが、「プロポーザルの選定結果については、1位の事業者名は公開し、2位以下はB社、C社と名前を伏せて各事業者の総得点と順位を公開する」というのが市の公開の仕方です。2位以下の事業者名も公開すると、どの事業者が何点で何位だったのかが明らかになります。そうすると評価をしたのが公的な立場の市であることから事業者間の優劣について予断を与え、事業者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあります。また、1位事業

者とは異なり今後市との契約業務を行いませんので、事業者名を明らかにして点数や順位を公開されても了解すべき立場にあるとまではいえません。このため、2位以下の事業者名は法人情報に該当し非公開としました。

No.3 4は地図データの請求です。請求者が求めている情報に近いのは販売物である「東村山市全図」であるためその旨を説明したところ、了解されて請求を取下げ、全図を購入されました。これは都外の地理情報を扱う会社からの請求で、この会社からは地理情報に係る公開請求が繰り返し出されています。

No.3 6は、これもプロポーザル方式の選定で選ばれなかった事業者から、他の応募業者が出した企画提案書を公開してほしいという請求です。1位事業者の企画提案書を部分公開し、ノウハウにあたりと判断した部分を法人情報、スタッフ氏名を個人情報で非公開としています。2位以下の事業者が出した企画提案書については、公開すると他社に模倣されるなど法人の競争上の利益が損なわれるおそれがあり、1位事業者とは異なり今後市との契約業務を行いませんので、企画提案書を公開されても了解すべき立場にあるとまではいえないため、企画提案書全体を法人情報に該当して非公開としました。

No.3 7は請求内容がわかりにくいので説明しますと、議会に陳情を出した市民グループがあり、その陳情は審議を付託された政策総務委員会では採択すると決定されました。その後の本会議で委員長からその旨の報告があった後、陳情に賛成の意見を述べた議員はいましたが反対意見を述べる議員はおらず、採決に進むと賛成・反対の議員が同数となりました。同数の時は議長が可否を採決することになっていて、議長は反対したため、陳情は不採択と決定しました。この「本会議で反対意見がないまま」不採択になったことに納得がいかないということで、陳情の再審議を求める申入書が市長宛てに出され、それに対して市長が回答した文書が請求内容にある「27東秘収第87号の2」です。回答は「再審議の必要はありません」というものだったため、ではこの回答がどのような経過で作られたのかがわかる文書を公開してほしいというのがこの請求です。

ア、イ、ウの文書を公開しています。ウは、市議会運営マニュアル中、市議会会議規則第41条（委員長報告に対する質疑）部分の抜粋です。ここには第41条の条文に加えて「委員長報告に対する質疑は、委員長報告をする委員会に所属していない会派に限って、行うことができる。」という当市議会の運用ルールが書かれています。これは議会運営委員会で決めたルールです。このルールに則り、今回の陳情の委員長報告に意見を述べたのは、政策総務委員会に所属していない2会派（市民自治の会と民進党）だけで、どちらも採択賛成の意見でした。

請求者は、「市民に開かれた議会運営を行い、議決機関として説明責任を果たす」と謳う東村山市議会基本条例があるのに、東村山市議会会議規則第41条の運用ルールに則って、政策総務委員会に所属する会派の議員は反対意見を述べぬまま陳情の採決を行ったのは議会基本条例に違反すると主張されていて、「議会基本条例は市議会会議規則の上位にあるものではないのか」と質問があったため、秘書広報課職員が「上位下位の関係ではない。議会事務局にもそう確認している」と説明したところ、「その確認をした記録」を追加公開するよう求められました。それが請求内容の※部分です。秘書広報課と議会事務局間の確認は口頭でしているため文書は作成しておらず、不存在で非公開決定をしました。

No.2は、「あんのまち東村山実行委員会」への補助金支出に関する文書の請求です。この委員会は、東村山で撮影された映画「あん」を市の宝と考え、これを活用して市の活性化等を目指す目的で、市民の方を中心に立ち上げられた任意団体です。この団体が昨年サンパルネで開催した朗読劇「あん」と、あんのロケ地マップの発行に対して、市は「まちの認知度や愛着を高めるシティプロモーション

事業」に該当すると認め、補助金を交付しました。

補助金を交付する際の流れですが、通常、相手の団体から「事業の計画書や予算書を付けた交付申請書」が提出され、市は内容を審査した上で交付額を決定し、決定通知書を団体に送付します。そして事業の担当課が会計課に支出伝票類を提出して、団体の口座に補助金を振り込みます。事業終了後、団体から決算書や領収書を付けた実績報告書を提出させ、かかった経費等を確認して最終的な補助金額が確定します。最初に振り込んだ額と確定額に差があれば過不足分を精算するという流れになります。

公開した文書のうち、アは補助金の交付ルールを定めた要領を作成した起案です。イ～エが朗読劇、オ～キがロケ地マップ発行に関する補助金の交付申請書、支出伝票類、実績報告書になります。このうち、実行委員長とインターネットやチラシで委員と公表されている方を除いた委員の氏名、住所、電話番号。実績報告書に添付された領収書に押されている店舗等の従業員氏名と印影。朗読劇来賓者のうち公務員や団体代表者を除いた一般の来賓者氏名、学習会で案内をしてくださった全生園入所者の方の氏名などを個人情報で非公開にしました。また、実行委員会の補助金振込先の口座情報（金融機関名や口座番号など）を法人の内部情報のため非公開にしていますが、口座名義と振り込まれた補助金額は、公金支出の証拠となる部分ですので公開しています。実績報告書に添付された印刷会社からの請求書などにかかれていた振込先口座情報も、口座名義と金額は公開し、あとは法人情報で非公開にしました。

No.4は、23年度にスポーツセンターの施設を管理運営する事業者、これを「指定管理者」というのですが、この選定があり東京ドームグループが選ばれました。この時に東京ドームグループが出した企画提案書の請求です。指定管理者は通常5年で協定期間終了になり、市は再度事業者選定を行います。スポーツセンターは今年度当初から次の指定管理者の公募を行なっているため、応募を考えている事業者から、今の指定管理者が提出した企画提案書を知りたいという請求があったものです。プロポーザル方式の場合と同様にノウハウであると判断した部分、東京ドームグループと取引関係のある法人や団体・個人の名称等を法人情報で非公開にしました。例えば「オリンピック選手の〇〇さんとなつながりがあります」といった部分について、会社独自の売りであり他社に知られたくない情報であると東京ドームから申出があり、法人情報で非公開にしました。

No.8もプロポーザル方式の業者選定について、1位事業者の名称や企画提案書、評価項目や配点などの公開請求です。企画提案書中のノウハウに当たる部分を法人情報で非公開にしました。指名業者名は公開しましたが、まだ契約前のため契約金額は未確定で公開できませんでした。審査表のなかの評価項目と配点については、例えば「資金計画について5点」「保守管理体制について5点」といった記載は公開しましたが、それぞれの評価項目を「どういう観点から評価し、どこまでできていれば何点にする、どういう場合は加点もしくは減点する」という評価基準の詳細が書かれている部分は非公開にしました。これは、市がどのような点を評価するかの詳細があらかじめわかってしまうと、次に同じような選定を行うときに、情報を先に得た業者が有利になったり、企画提案時に評価が高い項目を実際よりも出来ているように書いてきてしまうといったおそれがあり、将来同じ種類の契約を行う際に公正な執行に支障を生ずるため、行政運営情報に該当し非公開としたものです。

No.9は私立の認可保育園について、園舎増設計画時と認可申請時の関係書類の請求です。2件の部分公開決定をしています。1件が園舎増設に当たり都に事前

協議書を提出した際の起案書、もう1件が認可申請時の書類です。増設の方は、保育園が園舎の設計をお願いした設計事務所名を法人の内部情報で、その営業担当者名を個人情報で伏せています。また、保育園平面図の詳しい間取りがわかる部分については、ここが何歳児の部屋でここに窓があってここが廊下でという情報を出してしまうと、万が一建物に押し入ろうという考えを持った人がいたときに容易に侵入経路がわかってしまうため、防犯上の理由から非公開にしました。認可申請時の書類については、借入金額等が書かれた資金繰り表を法人の内部情報のため非公開にしました。また、この保育園の設置にあたり複数の団体から市に陳情書や要望書が出されたのですが、団体代表者の自宅電話番号と、建設業者が園舎建設の説明に回った近隣住民の氏名等を個人情報で非公開にしました。

No.10もNo.9と同じ保育園増築に関する書類の請求で、同じ決定をしています。

No.12は、指定管理者から市に提出された事業報告書の請求です。スポーツセンター運営協議会というのは、市が設置した会議ではなく東京ドームグループが開いている会議で、そこに市の市民スポーツ課職員も参加しているのですが、この会議の利用者代表委員の氏名等と東京ドームグループの従業員やスポーツセンター利用者の氏名を個人情報で非公開にしました。また、東京ドームグループと取引関係のある法人、具体的にはスポーツセンター施設の修繕工事等の契約先事業者名を、どこと契約を結んでいるかは法人の内部情報のため非公開にしています。

No.13は、市役所の耐震補強工事の設計委託について、プロポーザル方式で業者を選定した際の参加事業者名と点数の請求です。参加事業者8社の名称は公開しています。また、採点集計表のうち6つある大きな評価項目ごとの各社の得点と合計点、順位、1位事業者名は公開しました。6つある大きな評価項目ごとの得点には、細かい点数内訳も書かれているのですが、各社の内訳の点数と2位以下の事業者名は、事業者間の優劣について予断を与え、事業者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、法人情報で非公開としました。

なお、市の決定に不服があるとして審査請求が出されたものではありませんでした。運用状況の報告は以上です。

○佐藤会長

何かご意見やご質問はございますか。

○嶋田委員

プロポーザル方式の契約書類に係る情報公開請求が多く、No.8や13では、採点表や評価表を公開していますね。確認ですが、東村山市では審査項目と配点は公開するという認識でいいのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

細かい配点まで全てではありませんが公開しています。また、選定の実施要項を市ホームページで公表してしまっていて、そこでも「審査項目は主にこの点を評価し、配点は概ね20点」程度の情報は公表しています。

○嶋田委員

審査項目や配点を公開するかは様々な目線から検討されているかと思います。No.4では、指定管理者と取引関係のある団体名を非公開にしていますが、取引団体名を公開すると、指定管理者の事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため非公開にしたとの認識でよいでしょうか。

○湯浅情報公開係長

その通りです。

○嶋田委員

審査項目や配点はできるだけ公開することで事業者同士で競争してもらい、より良い提案を得ようという考えが市にあると思っていたので再度確認しました。

○湯浅情報公開係長

以前に当審議会で報告しましたが、市では「指定管理者選定情報の公表に関する指針」を作成しています。その指針で審査項目や配点についても、選定の進行状況に応じて情報を出していくよう定めていますので、原則それに則って公表しています。

○佐藤会長

事業者選定に応募して落とされたことは事実なので、落選したことを公表され社会的な企業評価が下がったとしても参加事業者は不服は言えません。2位以下の事業者名を公表しないのは親切心だと思います。

○湯浅情報公開係長

指定管理者等の選定結果を2位以下の事業者名まですべて公開している自治体は少ないです。たとえば、横浜市の指定管理者選定は2位以下の事業者名と評点も公表していますが、近隣市も含めてほとんどの自治体は公表していません。東村山市では潤沢な予算額で契約するのは難しいので、応募事業者を集めることが難しいのが実情です。その上で落選した際に事業者名も公表されるとなると、増々集まらないという心配がでてきます。

○佐藤会長

プロポーザル方式に参加した事業者の企画提案書をみたいという請求は大変興味深いですね。企画提案書等が公開されるとわかれば、今後請求は増えると思います。ノウハウ部分が記載されていなくてもレイアウトをみるだけでも参考になるので、事業者は見たがると思います。

○湯浅情報公開係長

もともと公開請求は市民の方から「市が実施する事業に疑問がある」、「自分が住んでいる地区の公共工事について知りたい」といった趣旨で出されることが多かったのですが、現在は市民説明会を開催したり、チラシを配布する等市の情報を以前より出していることで市民の方からの請求は減り、事業者からの請求が増えてきています。

○臼井委員

No.37の市議会運営マニュアル及び市議会会議規則は議員も関わって作成しているのか、それとも議会事務局だけで作成しているのでしょうか。

○湯浅情報公開係長

市議会会議規則は原案を議会事務局で作成しますが、内容を検討する際は議員も関わっていると思います。議会運営マニュアルには議員同士で決めた取決め、申し合わせが記載されています。

○臼井委員

それらは本会議で決定する事項ではないのですか。

○湯浅情報公開係長

市議会会議規則を改正する場合は本会議で審議されます。議会運営マニュアルにのっている議員同士の取決めや申し合わせは、議会運営委員協議会で決められたものが多いようです。内容によっては議会運営委員会にはかるものもあると思います。

○松原委員

議会運営委員会は議事録を作成していないという話を以前聞きました。

○湯浅情報公開係長

議会運営委員会は作成していますが、議会運営委員協議会は作成していません。

○佐藤会長

議会運営委員協議会は非公式の会議だと聞いています。

○湯浅情報公関係長

議会運営委員協議会は正式な会議ではなく、議会運営委員会に向けた議員の方々の事前調整の場のため、会議録を作成していないと議会事務局から聞いています。議会運営委員会の会議録は市ホームページに載っています。

○嶋田委員

まちを盛り上げるには今後市民と協力するだけでなく、市民が主導となる必要があると思います。そのためにはNo.2のような請求があった際に、補助金交付を受けた市民団体等が「自分たちは疑われているのか」と必要以上に不安に思わないよう行政が配慮することも大切です。

○湯浅情報公関係長

市民団体等が補助金を受けて事業を実施する場合、あの団体は補助金をもらって不正に使っているのではないのか、という目でみられることはあります。No.2のような請求に対し情報を非公開にすると余計に疑いの目が強くなるので、不信感を拭えるよう関係書類をきちんと保管しておき、情報公開条例に基づいて原則公開することが一番だと考えています。

公開請求があったことを対象者である市民団体等に伝えることはしませんので、通常は自分たちの団体に関する公開請求があったことに気づかないと思いますが、この運用状況は年度終了後に市ホームページに掲載するので、それを見て「自分達は疑われているのか」と感じてしまうことはあるかもしれません。

(5) 報告

・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の平成27年度運用状況報告

○須藤情報公関係主事

資料「会議の公開指針のホームページでの実施状況（平成27年度）」をご覧ください。21年6月に指針を作成して以来、毎年度の指針の実施状況を審議会にご報告しています。

27年度は54の附属機関等の会議がありました。会議録や資料、委員名簿がホームページに掲載されているかを○×で表して、「指針実施度」としてA B C Dでランクづけしています。会議録の詳細度もランク付けしています。これは、以前にこの審議会が「会議録の内容のレベルアップも図ってほしい」というご意見があったため、行っているものです。

「指針実施度」の表をご覧ください。24年度からのランク付け結果をまとめています。27年度を見ていただくと、Aが会議録・会議資料・委員名簿の3点全てがホームページで公表されている会議で、45会議あります。Bは会議資料のみ掲載していない、これは資料が大量にある等の理由でホームページにはのせていませんが「所管課窓口又は情報コーナーでご覧になれます」という記載がホームページにあるもので、これが9会議です。会議録の作成が遅れていて、C2の評価となった会議が0ですので、54すべての会議が、指針に沿った運用ができています。

次に「会議録の形式」の表をご覧ください。27年度を見ていただくと、Aの詳細な会議録が22、Bの発言内容が具体的にわかる会議録が13であり、B以上が35会議で、例年と比較して増加しています。Cが簡素な形式のもので6会議、「特例」が非公開の会議ですが、会の決定として会議録をホームページに載せているところで2会議、個人情報等を扱う等により「会議録が非公開」のものが8会議、年度

内に未開催が3会議という結果でした。

昨年度は54の会議がありましたが、すべて指針に沿った運用ができていました。指針のスタートから6年が経過しましたが、市民や有識者の方が委員に入り意見を伺う会議について「会議は原則傍聴可とし、事前に開催日時をお知らせする、会議録と資料をホームページに掲載する」というルールがかなり浸透した故の結果だと思います。今後も引き続き、各所管をフォローしていきます。会議の公開指針の実施状況については以上です。

○佐藤会長

ご質問やご意見はございますか。

○嶋田委員

27年度にC2の会議が0になったのは、会議終了後に会議録を速やかに作成することが全庁的に浸透したことが理由でしょうか。

○湯浅情報公関係長

例年作成が遅れていたのは高齢介護課ですが、27年度から高齢者在宅計画推進部会、介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営協議会の4つの会議を地域包括ケア推進協議会の一つに再編したので、会議録の作成が速くなりました。ただ高齢介護課は忙しい所管なので、会議が終わり次第すぐに作成できているわけではなく、他の会議よりは遅れ気味です。

○嶋田委員

この資料「会議の公開指針のホームページでの実施状況」を各所管は見ているのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

各所管には配付しておりません。

○嶋田委員

経営会議に出したことはないのですか。

○湯浅情報公関係長

ありません。毎年市長まで報告はしていますので、報告書に決裁印を押す市長、副市長、経営政策部長、総務部長、総務部次長、総務課長は見っていますが、他の管理職は見えていません。

○嶋田委員

実施状況を各所管に公表し、自分達の努力がきちんと評価されていると実感してもらうことも重要だと思います。

○湯浅情報公関係長

各課に周知するか検討します。

○松原委員

高齢介護課の地域包括ケア推進協議会について、指針に沿った運用を行うために一つにまとめた訳ではないという理解でいいのでしょうか。

○湯浅情報公関係長

そのような理由ではありません。4つの会議はもともと合同で会議を行うことも多く、一つにまとめた方が良いのではという意見が挙がっていました。そのため、1年かけて話し合い各委員も賛成されて再編されたと聞いています。

○佐藤会長

一つに再編されたことで業務改善にもなりますね。

○湯浅情報公関係長

事務的にかなり整理されたとと思います。

○嶋田委員

市役所では定期的に人事異動がありますが、会議録が無い場合は過去の担当者に聞かなければわかりません。現在では過去の会議でどのような議論がされたのか、若い職員が探せる仕組みが確立されてきたと思います。ただ、内容が伴ってなければ意味を成しません。市長がよく「経営」という言葉を使用されますが、会議録は経営資産であるという認識で作成に取り組んでいただければ幸いです。

○湯浅情報公関係長

資産として審議会等の会議録は情報コーナーと中央図書館で永年保存しています。市議会の会議録も永年保存です。

・総務課ホームページに寄せられたご意見一覧

○湯浅情報公関係長

「総務課ホームページに寄せられたご意見」という資料をご覧ください。市ホームページには各ページの一番下に、このページに対するお問い合わせ先の表示と、「この情報はお役にたちましたか？」という評価のチェックと意見を送れるフォームがあります。ホームページを見た方がこの評価欄にチェックを入れたり意見を書いて一番下の送信ボタンを押すと、その内容が市ホームページの担当課に届き、翌日朝に届いた内容が各所管に公表される仕組みになっています。28年4月から6月ですと市ホームページ全体で、月平均35件の意見が寄せられていますので1日に1件程度です。前回の会議で嶋田委員から、ここから寄せられた意見を報告してほしいとご依頼がありましたので、総務課が作成したページに寄せられた2年分のご意見が資料の42件です。

左端の該当ページ名をみていただくとわかる通り、総務課では、庁舎や駐車場といった施設の案内や統計調査、情報公開と個人情報保護制度に関するページのほか、お祭りや東村山音頭といった地域情報の紹介ページを作っています。お祭り等の地域情報のページは「役に立った」という評価でお褒めの言葉を何度かいただいておりますが、駐車場や窓口開設時間の案内ページは「探しにくかった」、「知りたい内容がみあたらなかった」という評価がきています。例えばNo.13を見ていただくと、「思いやり駐車ゾーンの指定」ページへの自由意見で「催事で駐車場が使えない場合の情報を載せてほしい」、No.38で「駐車場の利用開始時間は何時からですか」という内容が寄せられました。これを受けて、イベント開催等のために駐車場を使えない日があれば事前にホームページに掲載するようにし、駐車場利用可能時間の表記も以前より目立つように複数ページに記載しました。

各所管も総務課と同様、寄せられた意見をホームページや事業内容の改善に役立てているところです。こちらについては以上です。

○佐藤会長

何かご質問やご意見はございますか。

○嶋田委員

ホームページはプル型（買い手が能動的にアプローチする方法）ですが、これは双方向性（情報の流れが一步通行ではなく、情報の発信者に対して情報の受け手も何らかの働きかけができること）です。第4次総合計画の後期基本計画に市民の意見として、ホームページのさらなる活用やSNSの充実が挙げられています。わざわざ来庁しアンケートを書かなくてもホームページから意見を言えるので、それが課題の改善につながります。ちなみに、市職員が元気がでるような意見はありますか。

○湯浅情報公関係長

総務課へのご意見でいうと東村山音頭のページは喜んでいただけることが多いので、作成した側としては嬉しく思っています。ただ、市民課や税の所管等暮らしに密接している課には、苦情が寄せられることが多いです。

○嶋田委員

その苦情を対応することで市民が喜ぶ。そして感謝された職員も喜ぶ。そういう関係ができてくると、まちづくりは成功だと思います。

○古瀬委員

No.42の野際神社の夏祭りについて、私は東村山第2中学校の生徒と町内の方々を結び付ける仕事をしていますが、自由意見欄で良いことが書かれていると嬉しいです。私たちは地域の中で生きている人間なので町内の方々が顔なじみになってほしいとの思いがあり、こういう意見をみると嬉しいです。

○嶋田委員

自分たちの活動に対して嬉しい意見が市に寄せられていると知るの、とても元気がでることだと思います。市内で活動されている団体についてそういった嬉しい意見が寄せられたら、「こういう意見が寄せられていますよ」と伝えてあげることでも今後検討されたらいいかもしれませんね。こういうこともひとつのマーケティングだと思います。お互いに元気を出しあえるという。

○湯浅情報公関係長

市ホームページにお祭り情報を詳しく載せるようになって以降、囃子連や神社関係者の方から「市のホームページを見てきたのか毎年見物客が増えてやる気ができています。嬉しいです。」というお言葉をいただいたことがあって、そう聞くと情報を載せたこちらにも嬉しいです。

○嶋田委員

情報公開というとなんだか義務的な硬いイメージになってしまっていますが、市民と行政がお互いに元気を出せるような活性化の意味もあると思うんです。

○高橋委員

「このページに関するお問い合わせ」の欄はよく見ますが、ここから意見を書く人がいるんだろうかと実は思っていて、まさかこれ程沢山意見が寄せられていたなんて初めて知りました。総務課だけでこの数ですから全庁的にはもっと意見が来ているのでしょうか。でもそれはこうして審議会委員になったりしない限り、市民には知るチャンスが無いというのがもったいないと思います。

○湯浅情報公関係長

各課に寄せられたご意見は一般には公表していません。総務課に寄せられたご意見にはあまり無いですが、中には非常に人格攻撃的な内容などもあるので、そのまま公表することは難しく工夫が必要と思います。

○嶋田委員

平成26年に「東村山まちづくり会議※」に出た時に市職員の方がおっしゃったことが未だに忘れられないんです。「市民と行政が一つの場に集まるといつも苦情ばかり言われると萎縮していた。でも今日は、いろいろな意見があったけれど行政への労いの言葉もかけてもらって元気がでた。出て良かった。」と。そういう風に市民と市職員がお互いに元気がでるような構造が文化として醸成されていくことが大事だと思います。それが市長が言われる「経営」ではないでしょうか。

※「東村山まちづくり会議」は、第4次総合計画後期基本計画の策定にあたり、今後のまちづくりや住み続けたいまちの姿について、生活者としての市民の皆さんの意向を把握するために開催したものです。住民票から無作為抽出で案内状を送り参加を了解して下さった20代から80代の市民42名に、市職員も加わって活発な議論が行われました。

○高橋委員

このフォーム欄からこれだけ意見を寄せている人達がいる、使われているんだということ、何かの機会にぜひ周知してほしいです。そのまま公表するのは難しい厳しい意見もあるかと思いますが、ぜひ考えていただければと思います。自分も意見を書こうという気持ちになりました。

○湯浅情報公関係長

例えばですが、寄せられた一件一件の意見を具体的に書くのではなく、『この情報はお役に立ちましたか?』というフォーム欄から寄せられたご意見は何件で、主にこのような内容のご意見がきています。皆さんも何か思ったことがありましたらぜひ書いて送ってください。』といったアナウンスであればできるかなと思います。

○古瀬委員

市報のレイアウトも変わりましたね。

○湯浅情報公関係長

カラー版になって以前よりも親しみやすい色合いになり、文字も縦組みから横組みに変えています。

○松原委員

以前と比べると読みやすいです。

○湯浅情報公関係長

それは良かったです。概ね好評ですが、前の方が読みやすかったというご意見もあります。

・東村山市第4次総合計画後期基本計画策定に係る概要説明

○湯浅情報公関係長

「東村山市第4次総合計画 概要版 後期基本計画」というパンフレットをご覧ください。広げていただくと後期基本計画の概要等が載っています。総合計画の策定を担当している行政経営課から、これから5年間の市の基本的な方針をまとめた「後期基本計画」を3月に策定したので、各審議会委員の皆さんにぜひ読んでいただきたいとの依頼があり、お配りしました。少しご説明しますと、32年度までに「住みたい、住み続けたいと思ってもらえるまちの実現」に向けて、3つの視点から6つの重点課題を挙げています。まちの価値の向上という視点からは「都市基盤整備」が重点課題に、人の活力の向上という視点からは「子育て支援、高齢者福祉」が課題、暮らしの質の向上という視点からは「産業振興、安心・安全、自然環境」を課題にあげています。

隣に体系図があり、4つの基本目標の下に進めるべき施策を挙げています。総務課の情報公開・個人情報保護施策は、この概要版には書かれていませんが、後期基本計画の完全版には書いてあります。その部分をコピーした用紙をみていただくと、「基本目標の4 みんなが快適に暮らせる活力と魅力にあふれたまち」の中の「施策大綱の4『まちの機能を支える情報環境を整備する』」の中に位置付けられていて、「5か年の施策の方向性」として「情報コーナーなどで公表する市政情報の充実を図ります」と載っています。総合計画は市の最上位計画ですので、お時間のあるときにこの概要版パンフレットにお目通しいただければと思います。

それから最後に、27年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況をまとめた報告書が出来上がりました。毎年この時期に市長や議員、管理職のほか審議会委員の皆さまにお配りしています。1年間の報告ですので、こちらも後ほどお読

みください。

報告は以上ですが、最後にお送りした委員名簿の確認をお願いいたします。間違いはありませんでしょうか。また、市が行うイベントの案内等をお送りするために、イベントの担当課から依頼があった時は、この名簿を提供してもよろしいでしょうか。

～一同了解～

事務局からは以上です。

○佐藤会長

追加で第4次総合計画後期基本計画策定の概要説明と27年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書と委員名簿について報告がありましたが、何かご意見はありますでしょうか。

他にご意見が無いようなので終了とさせていただきます。

以上